



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	14.pdf, 第14回レジュメ



債権回収の諸手段 (その3)

《法定担保制度》

10 法定担保制度の存在理由

a 確認・約定担保制度の基本的発想

自助努力としての約定担保制度：「契約するときは、担保を取っておけ！」

自助努力をしなかった場合の処理：「債権者平等の原則」(債権額に応じて案分)。

b 自助努力の限界と債権者平等の原則の不平等性

自助努力の可能性：自助努力は常に可能なのか？

* 自助努力が困難で、事実上期待できない場合もある (11 b 及び 11 c)。

債権者平等の原則の限界：債権者平等の原則は常に公平な帰結を導くか？

* 債権者平等の原則が返って不平等を帰結することもある (11 a)。

法律 (= 国家) による債権の格付け (= 優先権の付与)：法定担保制度。

* 法定担保制度 (特に先取特権) は多様で、民法だけでなく、特別法も多い。

11 法定担保制度各論 - 先取特権 (303-341 条) の目的 -

a 公平のための先取特権 (例：動産売買の先取特権 (311 条 6 号))

【設例 1】A は B に動産を売ったが、まだ代金は支払ってもらっていなかった。しかし、そのうち、B は資力を失い、他方、A 以外にもたくさんの債権者がいる。この場合、B 所有の当該動産について誰が優先権を持つか。

原則 (債権者平等) の帰結：A を含め、債権者全員による均等配分。

債権者平等という名の不平等：B が当該動産を所有しているのは、A のおかげ。

先取特権の存在意義：本当の意味での「公平」の確保 (= A に優先権を与える)。

b 経済政策・経済振興のための先取特権（例：種苗・肥料の先取特権（311条7号））

【設例2】Aが農家Bに種を売ったが、まだ代金をもらっていない。他方、Bはその種を使って農作物を実らせたが、資力を失い、BにはA以外にも多数の債権者がいる。この場合、その農作物について誰が優先権を持つか。

原則（債権者平等）の帰結：Aを含め、債権者全員による均等配分。

農業振興のための先取特権：担保を取れとAに求めるのは困難。Aに優先権を与えると、安心してBに融資してくれる。また作物が実ったのはAのおかげ。

c 社会政策・社会福祉のための先取特権（例：給料・葬儀費用の先取特権（306条））

【設例3】勤めている会社が倒産してしまった。

【設例4】他の債権者に払ってはいは、葬式の費用を払えない。

原則（債権者平等）の帰結：債権者全員による、債務者の財産の均等配分。

自助努力の困難さと努力の強制による取引の逼迫：会社から担保を取れない。また人が亡くなった場合、担保どころではない（結婚式は料金前払でOK）。

先取特権（＝優先権）の付与とその帰結（社会福祉の増進）：安心して会社に勤められる、安心してお葬式をしてもらえる（＝お葬式のできる）社会の実現。

12 附・担保制度（優先権制度）の全体構造 - 約定担保と法定担保の相互関係 -

公 平

法定担保制度の一部
（【設例1】を参照）

政 策

- 1) 経済政策（経済の振興と発展）
約定担保制度（自助努力・民間活力型）
法定担保制度の一部（【設例2】参照）
- 2) 社会政策（社会福祉の増進）
法定担保制度の一部（【設例3】参照）